



日行連発第 1669 号
令和 2 年 3 月 26 日

出入国在留管理庁
長官 佐々木 聖子 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
中央研修所
所長 関口 隆夫
申請取次行政書士管理委員会
委員長 西川 剛史



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため研修会の開催を中止したことに伴い
有効期限を迎える届出済証明書の更新措置について（要望）

謹啓 日頃より弊会事業に対しご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊会においては、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、
申請取次事務（新規）研修会及び申請取次実務（更新）研修会（以下「実務研修会」という。）
の開催を中止することを決定しております。

研修会を中止することに伴い、実務研修会を受講できないまま、現在所持している届出済
証明書の有効期限を迎える会員が発生することが想定されます。このため、本会では、届出
済証明書の更新措置について、下記のとおり対応することとしております。

つきましては、本措置によって貴庁の業務に特段の支障が生じることはないかご教示い
ただきたく存じます。また、特段の支障が生じない場合には、各地方出入国在留管理局に対
し、本措置について周知いただきますよう、お願いいたします。

業務ご多端の折に大変恐縮ですが、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

対 象 者：2020 年 4 月又は 5 月末日で届出済証明書の有効期限を迎える届出済行政書士
措置内容：

- 1) 行政書士会（各単位会）における届出済証明書更新届出手続きにおける添付書類で
ある「実務研修会修了証」の添付を免除する。
- 2) その際、「後日（6 月 8 日（月）東京、8 月 21 日（金）名古屋、10 月 2 日（金）札
幌）開催される実務研修会を受講する」旨の理由書を徴する。
- 3) 後日に実施される実務研修会を受講し、上記修了証を所属行政書士会に提出する。

適用期間：令和 2 年 4 月 1 日から 5 月末日まで

以上